

鹿児島市

鹿児島市の建築確認申請情報

鹿児島市は、平成 25 年に「鹿児島市確認申請の手引き」を監修しているため、確認申請に関する情報は当該冊子を参照頂くこととし、ここでは、鹿児島市のホームページでの情報検索について紹介する。

[建築確認申請に関する情報を検索]

1 鹿児島市ホームページを開く

アドレス <http://www.city.kagoshima.lg.jp/index.html>

↓

1-1 「環境・まちづくり」のサイトを選択

アドレス <http://www.city.kagoshima.lg.jp/machizukuri/index.html>

↓

1-1-1 「建築」のサイトを選択

アドレス <http://www.city.kagoshima.lg.jp/machizukuri/kaihatsu/index.html>

※ 用途地域等の情報は「都市計画」を選択 → 1-1-2 へ

↓

1-1-1-1 「建築関連」のサイトを選択

アドレス <http://www.city.kagoshima.lg.jp/machizukuri/kaihatsu/kenchiku/index.html>

- 確認申請等の手続き
- 特定用途制限地域内の建築制限等
- 分譲マンションアドバイザー派遣事業
- 低炭素建築物の認定
- 位置指定道路・みなし道路の公開
- 特別用途地区内の建築制限等
- 建築物等の安全
- 住み良い街づくりのための建築マナーなど
- 概要書閲覧申請
- 建築物等の定期報告制度
- 建築物のバリアフリーの推進～バリアフリー法～
- 空き家等対策
- 概要書交付の迅速化
- 建築行政年報
- 鹿児島市指定建築物の建築等に係る住環境の保全に関する条例
- 建築行政マネジメント計画
- 道路位置指定の手引き等の改訂
- 安全安心住宅ストック支援事業（申請書類一覧）
- 建築物省エネ法に基づく認定制度
- 建築物省エネ法に基づく適合性判定・届出
- 安全安心住宅ストック支援事業
- 耐震アドバイザーの派遣
- 民間ブロック塀安全対策補助事業

[用途地域等都市計画情報を検索]

1-1-2 「都市計画」のサイトを選択

アドレス <http://www.city.kagoshima.lg.jp/machizukuri/toshikekaku/index.html>

↓

1-1-2-1 「都市計画情報」のサイトを選択

アドレス <http://www.city.kagoshima.lg.jp/machizukuri/toshikekaku/kekakujoho/index.html>

<p>○ 都市計画情報（用途地域・防火地域など） 「鹿児島市地図情報システムかごしまiマップ」を選択 アドレス http://www.city.kagoshima.lg.jp/soumu/ict/shise/johoka/imap.html （ホーム→市政情報→情報化・ITからもアクセス可能）</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none">○ 都市計画マップ○ 都市計画区域○ 区域区分（市街化区域など）○ 地域地区（用途地域など）○ 地区計画○ 都市施設（道路など）○ 市街地開発事業○ 指定既存集落区域○ 宅地造成工事規制区域○ 立地適正化計画区域（居住誘導区域、都市機能誘導区域など）○ 都市景観情報（屋外広告物規制地域など）
--

[建築基準法施行細則等を検索]

1-2 「市政情報」のサイトを選択

アドレス <http://www.city.kagoshima.lg.jp/shise/index.html>

↓

1-2-1 「条例・規則」を選択

アドレス <http://www.city.kagoshima.lg.jp/soumu/soumu/soumu/shise/jore/jore.html>

<p>鹿児島市例規検索システム アドレス http://g-reiki.city.kagoshima.lg.jp/kagoshima2/reiki_menu.html</p> <ul style="list-style-type: none">○ 体系目次○ 五十音順目次 <p>→ 鹿児島市建築基準法施行細則等を検索可能</p>

※ 令和2年5月1日現在のホームページによる検索方法です。

限定特定行政庁

鹿屋市・薩摩川内市・霧島市

鹿屋市

鹿屋市建築基準法施行細則

平成20年3月25日規則第6号

改正 平成27年5月25日規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の施行に関し、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）、建築基準法施行条例（昭和46年鹿児島県条例第33号。以下「県条例」という。）及び鹿屋市手数料条例（平成18年鹿屋市条例第85号。以下「手数料条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この規則は、法第97条の2第1項の規定により建築主事が行う事務及び同条第4項の規定により市長が行う事務について適用する。

(手数料に係る床面積)

第3条 手数料条例別表第2第1項及び第2項に規定する床面積は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- (1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積
- (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積

(手数料の減免)

第4条 手数料条例第6条第7号の規定により、次に掲げる建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の確認申請手数料等の金額は、手数料条例別表第2に規定する額の2分の1とすることができる。

(1) 法令に基づく行政庁の処分により建築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをするもの

(2) 市長が災害その他特別な理由があると認めるもの

2 手数料条例第6条第7号の規定により、災害により住宅が滅失し、又は半焼若しくは半壊した場合において、その災害発生の日から6月以内に住宅を復旧するため建築し、又は大規模の修繕若しくは模様替えをする場合は、手数料を免除する。

3 第1項又は第2項の規定による減免を受けようとする者は、手数料減額（免除）申請書（別記第1号様式）及びその要件に該当することを証する書類を市長に提出しなければならない。

（確認申請書に添付する図書）

第5条 法第6条第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書には、省令第1条の3及び第3条に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。

(1) 建築物又は工作物が工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものである場合は、工場危険物調書（別記第2号様式）

(2) 高さ2メートルを超えるがけに近接して建築物を建築する場合は、がけの上下端から当該建築物までの水平距離、がけの形状、土質等を示す図書

(3) 建築物が法第86条の7の規定により既存の建築物に対する制限の緩和を受けるものである場合は、既存建築物実態調書（別記第3号様式）及び関係図面

(4) その他建築主事が必要と認める図書

（し尿浄化槽に係る指定区域）

第6条 令第32条第1項の規定により市長が衛生上特に支障があると認めて指定する区域は、本市の区域のうち下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域以外の区域とする。

（道路とみなされる道の指定）

第6条の2 法第42条第2項の規定による市長の指定は、法施行の際又は法施行後都市計画区域として指定された際、現に存する幅員1.8メートル以上4メートル未満の道で、一般の交通の用に供されているものについて行うものとする。

(道路の指定申請等)

第7条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受け、位置を変更し、又はその廃止をしようとする者は、道路（位置）指定（指定変更、全部（一部）廃止）申請書（別記第4号様式）正本及び副本に次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 省令第9条に規定する図面
- (2) 誓約書（別記第5号様式）
- (3) 省令第9条に規定する承諾書（別記第6号様式）
- (4) 承諾者の印鑑証明書
- (5) 不動産登記法（平成16年法律第123号）による土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- (6) 登記所地図の写し
- (7) その他市長が必要と認める図書

2 法第42条第2項に規定する道路とみなされる道の指定を受け、その変更をし、又はその廃止をしようとする者は、道路（位置）指定（指定変更、全部（一部）廃止）申請書（別記第4号様式）正本及び副本に次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出の必要がないと認めた図書については、当該図書の添付を省略することができる。

- (1) 付近見取図
- (2) 登記所地図の写し
- (3) その他市長が必要と認める図書

3 市長は、第1項に規定する申請について、道路の位置の指定、位置の指定の変更若しくは廃止をしたとき、又は前項に規定する申請について、道路の指定、指定の変更若しくは廃止をしたときは、道路（位置）指定（指定変更、全部（一部）廃止）通知書（別記第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により、位置の指定の変更若しくは廃止をしたとき、又は指定の変更若しくは廃止をしたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 指定の変更又は廃止に係る道路（以下この項において「指定変更等道路」という。）の種類
- (2) 指定の変更又は廃止の年月日
- (3) 指定変更等道路の位置
- (4) 指定変更等道路の延長及び幅員

(道路の位置の標示等)

第8条 前条第1項の規定により道路の位置の指定を受け、又はその位置の変更をしようとする者は、位置の指定を受け、又は位置の変更をしようとする道路の境界線その他適当な箇所にコンクリート

製等耐久性のある標示杭（別記第7号様式）により道路の位置を標示しなければならない。ただし、側溝、縁石等によりその位置が明らかな場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により設置した標示杭は、これを移動させてはならない。
- 3 指定を受けた道路の位置の変更をし、又はその廃止をしようとする者は、道路の位置の変更又は廃止に係る第1項の標示杭を除去しなければならない。

第9条 削除

（垂直積雪量）

第10条 令第86条第3項の規定により市長が定める垂直積雪量は、0.30メートルとする。ただし、建築物等の敷地が局所的地形要因による影響等を受ける場合は、当該垂直積雪量に実況に応じた数値を加算した数値としなければならない。

（建ぺい率の緩和）

第11条 法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地は、次に掲げるものとする。

- (1) 敷地境界線の全長の3分の1以上が道路、公園、広場、水面その他これらに類するものに接する敷地
- (2) 敷地境界線の全長の6分の1以上が幅員12メートル以上の道路に接する敷地
- (3) 敷地境界線の全長の6分の1以上が道路に接し、かつ、その道路を隔てて公園、広場、水面その他これらに類するものがあり、その道路及びこれらの幅員の合計が12メートル以上である敷地

（道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合）

第12条 令第135条の2第2項の規定により、建築物の敷地の地盤面が前面道路より1メートル以上高い場合においては、その前面道路は、敷地の地盤面より1メートルだけ低い位置にあるものとみなす。

（公開による意見の聴取の請求）

第13条 法第9条第3項又は第8項（法第10条第4項又は第45条第2項において準用する場合を含む。）の規定により意見の聴取の請求をしようとする者（以下「請求者」という。）は、意見の聴取請求書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する意見の聴取の申請があったときは、意見の聴取通知書（別記第10号様式）を請求者に交付する。

(意見の聴取の公告)

第14条 法第9条第5項の規定による意見の聴取の公告は、当該建築物の敷地その他適当な場所に掲示して行うものとする。

(意見の聴取の権利の放棄)

第15条 法第9条第4項の規定により出頭を求められた者が出頭しないときは、市長は、当該出頭を求められた者が意見の聴取の機会を利用する権利を放棄したものとみなす。ただし、当該出頭を求められた者が特別の事由により出頭できない場合において、あらかじめその旨を書面により市長に届け出てその承認を得たときは、この限りでない。

(参考人の出席)

第16条 市長は、法第9条第4項の規定による意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(代理人及び証人の出席)

第17条 法第9条第4項の規定により出頭を求められた者が、代理人又は証人を出席させるときは、意見の聴取の期日の2日前までに、その旨を書面により市長に届け出なければならない。この場合において、代理人の出席に係る届出には、当該代理人の資格を証明する書面を添付しなければならない。

(意見の聴取の秩序の維持)

第18条 市長は、意見の聴取の秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、意見の聴取の秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者を退場させることができる。

(意見の聴取の期日の延期)

第19条 市長は、災害その他やむを得ない事由により意見の聴取を行うことができないとき、又は第15条ただし書の規定により承認をしたときは、意見の聴取の期日を延期することができる。

2 前項の規定により意見の聴取の期日を延期するときは、第14条の規定を準用する。

(公告の方法)

第20条 省令第10条及び第10条の20の規定による公告は、鹿屋市公告式条例（平成18年鹿屋市条例第

3号) の定めるところにより行うものとする。

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定申請等)

第21条 法第86条第1項若しくは第2項又は第86条の2第1項の規定により市長の認定を受けようとする者は、省令第10条の16第1項若しくは第2項に規定する認定申請書に同項に規定する図書又は書面のほか、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 区域内の土地の登記事項証明書
- (2) 区域内の権利者一覧
- (3) その他市長が必要と認める図書

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定区域の標示)

第22条 前条に規定する市長の認定を受けた者は、当該認定を受けた区域(以下「認定区域」という。)内に認定を受けたことを標示する標識を設置するものとする。

2 前項の標識には、認定区域の範囲、配置、敷地内通路及び認定年月日を記載するものとする。

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定取消しの申請等)

第23条 法第86条の5の規定により認定の取消しの申請をしようとする者は、省令第10条の21第1項に規定する認定取消申請書に同項各号に掲げる図書又は書面のほか、理由書を添付して市長に提出しなければならない。

(許可申請書及び認定申請書に添付する図書)

第24条 省令第10条の4第1項及び第10条の4の2第1項に規定する図書又は書面は、次に掲げる図書又は書面とする。

- (1) 申請理由書
- (2) 付近見取図
- (3) 周囲現況図(法第85条第3項又は第5項に規定する場合を除き、明示すべき事項として申請敷地境界線から周囲おおむね50メートルの範囲内にある建築物の用途別現況概要を示すもの。以下明示すべき事項は、次項第3号において同じ。)
- (4) 配置図
- (5) 各階平面図
- (6) 2面以上の立面図
- (7) 2面以上の断面図

(8) その他市長が必要と認めるもの

2 省令第10条の4第4項に規定する図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 申請理由書
- (2) 付近見取図
- (3) 周囲現況図
- (4) 配置図
- (5) 平面図又は横断面図
- (6) 側面図又は縦断面図
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(承認申請)

第25条 令第135条の2第2項若しくは第137条の16第2号又は県条例第21条ただし書、第24条第1項ただし書若しくは第27条ただし書の規定による承認を受けようとする者は、承認申請書（別記第11号様式）正本及び副本に、それぞれ前条第1項に規定する図書又は書面を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認した場合は、承認申請書の副本の承認通知書（別記第11号様式）により申請者に通知するものとする。

(設計の変更)

第26条 建築主は、確認を受けた建築物の計画の変更が省令第3条の2第1項第1号から同項第7号までの規定に掲げる軽微な変更該当する場合は、設計変更届（別記第12号様式）に変更に係る図書を添えて建築主事に提出しなければならない。

2 許可、認定又は承認（以下「許可等」という。）を受けた建築物の設計を変更しようとする者は、改めて許可等を受けなければならない。ただし、その変更が軽微なもので市長が再度の許可等を要しないと認めたものについては、設計変更申請書（別記第13号様式）正本及び副本に許可等の通知書及び変更に係る図書を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、設計変更申請書の副本の設計変更承認通知書（別記第13号様式）により申請者に通知するものとする。

(建築主等の変更等)

第27条 確認を受けた建築物で工事完了前に建築主に変更があったときは、建築主等の変更届（別記第14号様式）を建築主事に提出しなければならない。

2 建築主は、工事監理者及び工事施工者を定めたとき、又はこれらの者を変更したときは、速やかに工事監理者・工事施工者（変更）届（別記第15号様式）を建築主事に提出しなければならない。

（申請の取下げ等）

第28条 確認、許可、認定又は承認（以下「確認等」という。）を申請した建築主等は、当該申請の確認等を受ける前に当該申請を取り下げる場合は、建築物等確認等申請書取下届（別記第16号様式）を建築主事又は市長に速やかに提出しなければならない。

2 確認等を受けた建築物等の建築主等は、当該建築物等の工事を取りやめる場合は、工事取りやめ届（別記第17号様式）に確認済証又は通知書を添えて建築主事又は市長に速やかに提出しなければならない。

（証明願）

第29条 次に掲げる事由について証明を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式を市長に提出しなければならない。

- (1) 法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けていること、法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けていること、又は法第15条第1項の規定による届出が受理されていること。
証明願（別記第18号様式）
- (2) 法第42条第1項第5号に規定する位置の指定を受けていること。道路位置指定済証明願（別記第19号様式）

（不適格建築物の報告）

第30条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域又は同項第2号に掲げる特別用途地区の指定又は変更により、法第48条第1項から第12項又は法第49条の規定に適合しなくなった建築物の所有者、管理者又は占有者は、その指定又は変更の告示のあった日から起算して30日以内に不適格建築物報告書（別記第20号様式）を市長に提出しなければならない。

（違反建築物の標識）

第31条 法第9条第13項の標識は、別記第21号様式による。

（建築計画概要書等の閲覧）

第32条 省令第11条の4第3項の規定による建築計画概要書、全体計画概要書及び建築基準法令によ

る処分の概要書（以下「概要書」という。）の閲覧の場所は、建設部建築住宅課内（以下「閲覧所」という。）とする。

2 概要書を閲覧できる時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分までとする。

（閲覧に供しない日等）

第33条 閲覧に供しない日は、次に定めるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 市長は、概要書の整理その他必要があると認めるときは、臨時に閲覧に供しない日を設け、又は閲覧時間を変更することができる。

（閲覧の申請）

第34条 概要書を閲覧しようとする者は、概要書閲覧申請書（別記第22号様式）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

（閲覧上の注意）

第35条 概要書を閲覧する者は、係員から指示された場所で閲覧しなければならない。

2 概要書は、閲覧所の外に持ち出してはならない。

（閲覧の停止又は禁止）

第36条 市長は、概要書を閲覧する者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 概要書を汚損し、若しくは破損したとき、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 他人に迷惑を及ぼしたとき、又はそのおそれがあると認められるとき。

（閲覧後の査閲）

第37条 概要書の閲覧が終わった者は、当該概要書について係員の査閲を受けなければならない。

（工作物への準用）

第38条 令第138条第1項第1号若しくは第3号に掲げる工作物で高さが10メートル以下のもの又は

同項第5号に掲げる工作物で高さが3メートル以下のものについては、第4条、第5条、第26条から第28条まで（第26条第2項は除く。）、第30条及び第31条の規定を準用する。

（雑則）

第39条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日までに、建築基準法施行細則（平成元年鹿児島県規則第5号）の規定に基づきなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成27年5月25日規則第32号）

- 1 この規則は、平成27年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。

建築基準法の施行に関し鹿屋市が定める建築関係規定

- 1 鹿屋市建築基準法施行細則
- 2 がけに近接して建築する建築物の取扱要領

※鹿屋市建築住宅課建築指導室に問い合わせるか、同市のホームページでも確認できます。

関係の書式については、ホームページからダウンロードできます。

ホームページのアクセス方法については、アクセス例示を参照。

鹿屋市における建築行為等に伴う協議等一覧

別表のとおり

各種申請手数料の納付方法について

手数料については、納入通知書を発行しますので、金融機関等にて納付してください。

〒893-8501

鹿屋市共栄町 20 番1号

鹿屋市建設部建築住宅課建築指導室

TEL(代表) 0994-43-2111(内線:3403、3404)

TEL(ダイヤルイン) 0994-31-1161(直通)

FAX(建設部) 0994-41-2936

市章

カタカナの「カノヤ」の文字を図案化したものである。



建築行為等に伴う協議等一覧

(R2.4.1現在)

	要件	法令等	関係機関
1	開発行為	都市計画法 鹿屋市土地利用対策要綱	県土木部建築課 市建設部都市政策課(4階)
2	都市計画道路	都市計画法	市建設部都市政策課(4階)
3	パークヒルズ鹿屋地区計画	都市計画法 鹿屋市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例	
4	屋外広告物の設置	屋外広告物法 鹿児島県屋外広告物条例	
5	海上自衛隊鹿屋基地周辺の建築規制等	航空法	海上自衛隊鹿屋航空基地
6	急傾斜地崩壊危険区域内への建築計画	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	県振興局建設部建設総務課※ " 河川港湾課※ 市建設部道路建設課(4階)
7	土砂災害特別警戒区域内への建築計画	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	県振興局建設部河川港湾課※
8	砂防指定地内への建築計画	砂防法	県振興局建設部建設総務課※ 市建設部道路建設課(4階)
9	土地区画整理事業施行区域内での建築計画、造成計画	土地区画整理法	市建設部都市政策課(4階)
10	市道の占用、施工承認等	道路法 鹿屋市道路占用規則	市建設部道路建設課(4階)
11	里道・農道・水路等の占用、施工承認等		各管理者 〔市建設部道路建設課(4階)、農林商工部農地整備課(2階)、農林商工部農林水産課(2階)、各支所 等〕
12	河川等の占用、施工承認等		各河川管理者 〔県振興局建設部建設総務課※、市建設部道路建設課(4階) 等〕
13	農地の転用	農地法	農業委員会事務局(6階)

※ 県振興局：鹿屋市を管轄する鹿児島県大隅地域振興局を指す

(R2.4.1 現在)

	要件	法令等	関係機関
14	上水道	水道法	市上下水道部工務課(寿2丁目)
15	下水道処理区域	下水道法	市上下水道部下水道課(寿2丁目)
16	浄化槽の設置	浄化槽法 鹿屋市浄化槽設置推進要綱	県振興局保健福祉環境部衛生・環境課 ※、市建設部建築住宅課建築指導室 市市民生活部生活環境課(5階)
17	自然公園内	自然公園法	県環境林務部自然保護課 市建設部都市政策課公園管理室(4階)
18	史跡・文化財(埋蔵文化財包蔵地における土木工事等)	文化財保護法	市文化財センター(串良総合支所隣) 市教育委員会生涯学習課(6階)
19	消防同意、消防設備等	消防法	大隅肝属地区消防組合中央消防署(新川町) 大隅肝属地区消防組合東部消防署(串良町)

※ 県振興局: 鹿屋市を管轄する鹿児島県大隅地域振興局を指す

鹿屋市のホームページへのアクセスを例示します。

1 アドレス <https://www.city.kanoya.lg.jp>

と入力しEnterキーを押してください。

※ 検索画面で **鹿屋市** と入力し検索する方法もあります。

鹿屋市のホームページの画面が表示されます。

2 細則等関係例規を検索する場合

画面上部インデックスの **市政情報(スマートフォン等ではメニュー内『市政情報』)** を選択します。

↳ メニュー一覧の **条例** 内の **例規集** を選択します。

↳ **例規集(外部サイトへリンク)** を選択します。

① 画面上部インデックスの **目次** を選択します。

↳ **第9編 建設** を選択します。

又は ↳ **第4章 建築・住宅** に関係例規が列挙されます。

↳ 目的の例規を選択してください。条文等が表示されます。

② **五十音順目次** を選択します。

※ 例規の名称が不明な場合は①体系目次での検索をお勧めします。

↳ **検索対象の例規の頭文字の音** を選択します。

↳ 頭文字の音に対応する例規が列挙されます。

↳ 目的の例規を選択してください。条文等が表示されます。

※ 下記の様式ダウンロードページにも **建築基準法施行細則等** を掲載しています。

3 各種申請等の様式をダウンロードする場合

画面上部インデックスの **暮らし・手続き(スマートフォン等ではメニュー内の『暮らし・手続き』)** を選択します。

↳ 「土地・建物・住宅・道路」項目の **建築** を選択します。

↳ メニュー一覧の **建築指導室 様式ダウンロード** を選択します。

↳ 目的の **様式** を選択してください。ダウンロードできます。

薩摩川内市

薩摩川内市建築基準法施行細則

平成19年3月28日

規則第21号

改正 平成20年12月5日規則第50号
平成22年9月28日規則第30号
平成26年10月1日規則第32号
平成26年12月22日規則第39号
平成27年5月28日規則第39号
平成27年9月30日規則第59号
平成30年2月2日規則第1号
平成30年9月19日規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の施行に関し、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）、建築基準法施行条例（昭和46年鹿児島県条例第33号。以下「県条例」という。）及び薩摩川内市手数料条例（平成16年薩摩川内市条例第70号。以下「手数料条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この規則は、法第97条の2第1項の規定により建築主事が行う事務及び同条第4項の規定により市長が行う事務について適用する。

(確認申請書に添付する図書)

第3条 法第6条第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）には、省令第1条の3又は第3条に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。

- (1) 建築物又は工作物が工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものである場合は、工場・危険物調書（様式第1号）
- (2) 高さ2メートルを超える崖に近接して建築物を建築する場合は、崖の上下端から当該建築物までの水平距離、崖の形状、土質等を示す図書
- (3) 法第86条の7の規定により既存の建築物に対する制限の緩和を受ける建築物である場合は、既存建築物実態調書（様式第2号）及び関係図面
- (4) 前3号に掲げるもののほか、建築主事が必要と認める図書

(手数料に係る床面積)

第4条 手数料条例別表第3の26の項及び29の項に規定する床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- (1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積
- (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積

(確認申請手数料等の納付方法)

第5条 手数料条例別表第3の26の項から50の項までに掲げる手数料の納付は、当該申請書又は通知を提出する際別途に発行する納入通知書により納付し、当該申請書又は当該通知にその領収書の写しを添付しなければならない。

(確認申請手数料等の減免)

第6条 手数料条例第5条第1項第8号の規定により、次に掲げる建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の確認申請手数料等の金額は、手数料条例別表第3に規定する額の2分の1とすることができる。

- (1) 法令に基づく行政庁の処分により建築、大規模の修繕又は大規模の模様替をするもの
 - (2) 市長が災害その他特別の理由があると認めるもの
- 2 手数料条例第5条第1項第8号の規定により、災害により住宅が滅失し、又は半焼若しくは半壊した場合において、市長が必要と認めるときは、その災害の発生した日から6月以内にこれを建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合は、確認申請手数料等を免除することができる。
- 3 手数料条例別表第3の26の項から50の項までに掲げる申請及び通知を市長が行う場合は、手数料を免除する。

4 第1項又は第2項の規定による減免を受けようとする者は、手数料減額（免除）申請書（様式第3号）及びその要件に該当することを証する書類を確認申請書等に添えなければならない。

（し尿浄化槽に係る指定区域）

第7条 政令第32条第1項の規定により市長が衛生上特に支障があると認めて指定する区域は、本市の区域のうち下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域以外の区域とする。

（垂直積雪量）

第7条の2 政令第86条第3項の規定により市長が定める垂直積雪量は、次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値とする。ただし、建築物等の敷地が局所的地形要因による影響等を受ける場合は、当該垂直積雪量に実況に応じた数値を加算した数値としなければならない。

区域	垂直積雪量
樋脇町市比野、樋脇町倉野、樋脇町塔之原、入来町浦之名、入来町副田、東郷町斧淵、東郷町穴野、東郷町鳥丸、東郷町南瀬、東郷町藤川、東郷町山田、祁答院町藺牟田、祁答院町上手、祁答院町黒木及び祁答院町下手	0.4m
里町里、上甕町江石、上甕町小島、上甕町桑之浦、上甕町瀬上、上甕町平良、上甕町中甕、上甕町中野、下甕町青瀬、下甕町片野浦、下甕町瀬々野浦、下甕町手打、下甕町長浜及び鹿島町藺牟田	0.2m
上記以外の町	0.3m

（道路の位置の指定等の申請）

第8条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定又は指定の変更若しくは指定の廃止を求める者は、道路（位置）指定（指定変更）（指定廃止）申請書（様式第4号）（以下「指定等申請書」という。）の正本及び副本に省令第9条に定める図面及び誓約書（様式第5号）のほか、承諾書（様式第6号）、承諾書の印鑑証明書、不動産登記法（平成16年法律第123号）による最近の土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）、地籍図その他市長が必要と認める図書を添えて市長に提出して行わなければならない。

2 法第42条第2項の規定による道路の指定又は指定の変更若しくは廃止を求める者は、指定等申請書の正本及び副本に、それぞれ、付近見取図、地籍図その他市長が必要と認める図書を添えて市長に提出しなければならない。

(道路の位置の指定の変更又は廃止の告示)

第8条の2 市長は、法第42条第1項第5号又は第2項の規定による指定の変更又は廃止をしたときは、次に掲げる事項を告示する。

- (1) 指定の変更又は廃止に係る道路の種類
- (2) 指定の変更又は廃止の年月日
- (3) 指定の変更又は廃止に係る道路の位置
- (4) 指定の変更又は廃止に係る道路の延長及び幅員

(道路の位置の指定等の通知)

第9条 市長は、第8条第1項の申請に基づく道路の位置の指定、指定の変更若しくは指定の廃止又は同条第2項の申請に基づく道路の指定、指定の変更若しくは指定の廃止をしたときは、道路（位置）指定（指定変更）（指定廃止）通知書（様式第7号）により申請者に通知する。

(道路の位置の標示)

第10条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受け、又はその位置の変更をしようとする者は、位置の指定を受け、又は位置の変更をしようとする道路の境界線その他適当な箇所にコンクリート製等耐久性のある標示杭（様式第8号）により標示しなければならない。ただし、側溝、縁石等によりその位置が明らかな場合は、この限りでない。

2 前項の規定により設置した標示杭は、これを移動させてはならない。

(道路とみなす道の指定)

第11条 法第42条第2項の規定による市長の指定は、法施行の際又は法施行後都市計画区域として指定された際に現に存在する幅員4メートル未満1.8メートル以上の道で、一般の交通の用に供されているものについて行うものとする。

(建ぺい率の緩和)

第12条 法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地は、次に掲げるものとする。

- (1) 敷地境界線の全長の3分の1以上が道路、公園、広場、水面その他これらに類するものに接する敷地
- (2) 敷地境界線の全長の6分の1以上が幅員12メートル以上の道路に接する敷地
- (3) 敷地境界線の全長の6分の1以上が道路に接し、かつ、その道路を隔てて公園、広場、水面そ

の他これらに類するものがあり、その道路及びこれらの幅員の合計が12メートル以上である敷地

(道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合)

第13条 政令第135条の2第2項の規定により、建築物の敷地の地盤面が前面道路より1メートル以上高い場合においては、その前面道路は、敷地の地盤面より1メートルだけ低い位置にあるものとみなす。

(公開による意見の聴取の請求)

第14条 法第9条第3項又は第8項（法第10条第4項又は第45条第2項において準用する場合を含む。）の規定により意見の聴取の請求をしようとする者（以下「請求者」という。）は、意見の聴取請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する意見の聴取の請求があったときは、意見の聴取通知書（様式第10号）を請求者に交付する。

(意見の聴取の公告)

第15条 法第9条第5項の規定による意見の聴取の公告は、当該建築物の敷地その他適当な場所に掲示して行うものとする。

(意見の聴取の権利の放棄)

第16条 法第9条第4項の規定により出頭を求められた者が出頭しないときは、市長は、当該出頭を求められた者が意見の聴取の機会を利用する権利を放棄したものとみなすことができる。ただし、当該出頭を求められた者が特別の事由により出頭できない場合において、あらかじめその旨を書面により市長に届け出てその承認を得たときは、この限りでない。

(参考人の出席)

第17条 市長は、法第9条第4項の規定による意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(代理人及び証人の出席)

第18条 法第9条第4項の規定による出頭を求められた者が、代理人又は証人を出席させるときは、意見の聴取の期日の2日前までに、あらかじめ文書をもってその旨を市長に届け出なければならない

い。この場合において、代理人の出席に係る届出には、当該代理人の資格を証明する書面を添付しなければならない。

(意見の聴取の秩序の維持)

第19条 市長は、意見の聴取の秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又は意見の聴取の秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。

(意見の聴取の期日の延期)

第20条 市長は、災害その他のやむを得ない事由により意見の聴取を行うことができないとき、又は第16条ただし書の規定により承認をしたときは、意見の聴取の期日を延期することができる。

2 前項の規定により意見の聴取の期日を延期するときは、第15条の規定を準用する。

(公告の方法)

第21条 省令第10条及び第10条の20の規定による公告は、薩摩川内市公告式規則（平成16年薩摩川内市規則第2号）の定めるところにより庁舎前告示板に掲示して行うものとする。

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定申請等)

第22条 法第86条第1項若しくは第2項又は第86条の2第1項の規定により市長の認定を受けようとする者は、省令第10条の16第1項又は第2項に規定する認定申請書に同項に規定する図書又は書面のほか、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 区域内の土地の登記事項証明書
- (2) 区域内の権利者一覧表
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定区域の標示)

第23条 前条に規定する市長の認定を受けた者は、当該認定を受けた区域（以下「認定区域」という。）内に認定を受けたことを標示する標識を設置するものとする。

2 前項の標識には、認定区域の範囲、配置、敷地内通路及び認定年月日を記載するものとする。

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定取消しの申請等)

第24条 法第86条の5の規定により認定の取消しの申請をしようとする者は、省令第10条の21第1項に規定する認定取消申請書に同条第1項各号に掲げる図書又は書面のほか、理由書を添付

して市長に提出しなければならない。

(許可申請書及び認定申請書に添付する図書)

第25条 省令第10条の4第1項及び第10条の4の2第1項に規定する図書又は書面は、次に掲げる図書又は書面とする。

- (1) 申請理由書
- (2) 付近見取図
- (3) 周囲現況図（法第85条第3項又は第5項に規定する場合を除き、明示すべき事項として申請敷地境界線から周囲おおむね50メートルの範囲内にある建築物の用途別現況概要を示すもの。以下明示すべき事項は、次項第3号において同じ。）
- (4) 配置図
- (5) 各階平面図
- (6) 2面以上の立面図
- (7) 2面以上の断面図
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 省令第10条の4第4項に規定する図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 申請理由書
- (2) 付近見取図
- (3) 周囲現況図
- (4) 配置図
- (5) 平面図又は横断面図
- (6) 側面図又は縦断面図
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(承認申請)

第26条 政令第135条の2第2項並びに県条例第21条ただし書、第24条第1項ただし書及び第27条ただし書の規定による承認を受けようとする者は、承認申請書（様式第11号）正本及び副本に、それぞれ前条第1項に規定する図書又は書面を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認した場合は、承認申請書の副本の承認通知書（様式第11号）により申請者に通知するものとする。

(設計の変更)

第27条 建築主は、確認を受けた建築物の計画の変更が省令第3条の2第1項第1号から第7号までに掲げる軽微な変更該当する場合は、設計変更届（様式第12号）に変更に係る図書を添えて建築主事に提出しなければならない。

2 許可、認定又は承認（以下「許可等」という。）を受けた建築物の設計を変更しようとする者は、改めて許可等を受けなければならない。ただし、その変更が軽微なもので市長が再度の許可等を要しないと認めたものについては、設計変更申請書（様式第13号）正本及び副本に許可等の通知書及び変更に係る図書を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、設計変更申請書の副本の設計変更承認通知書（様式第13号）により申請者に通知するものとする。

（建築主等の変更等）

第28条 法の規定により確認を受けた建築物等の建築主、設置者、築造主又は申請者（以下「建築主等」という。）は、当該建築物等の工事完了前に建築主等その他確認済証又は通知書の記載事項に変更が生じた場合は、建築主等の変更届（様式第14号）を建築主事又は市長に提出しなければならない。

2 建築主は、工事監理者及び工事施工者を定めた場合又はこれらの者を変更した場合は、速やかに工事監理者・工事施工者（変更）届（様式第15号）を建築主事に提出しなければならない。

（申請の取下げ等）

第29条 確認等を申請した建築主等は、当該申請の確認等を受ける前に当該申請を取り下げる場合は、建築物等確認等申請書取下届（様式第16号）を建築主事又は市長に速やかに提出しなければならない。

2 確認等を受けた建築物等の建築主等は、当該建築物等の工事を取りやめる場合は、工事取りやめ届（様式第17号）に確認済証又は通知書を添えて建築主事又は市長に速やかに提出しなければならない。

（証明願い）

第30条 法第6条第1項の規定による確認済証又は法第7条第5項の規定による検査済証の交付済である旨の証明を受けようとする者は、建築確認・完了検査済証明願（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

2 法第15条第1項の規定による届出が受理されている旨の証明を受けようとする者は、建築工事届受理証明願（様式第19号）を市長に提出しなければならない。

- 3 法第42条第1項第5号に規定する位置の指定を受けている旨の証明を受けようとする者は、道路位置指定証明願（様式第20号）を市長に提出しなければならない。
- 4 法第42条第2項に規定する指定を受けている旨の証明を受けようとする者は、指定道路証明願（様式第20号の2）を市長に提出しなければならない。

（定期報告を要する昇降機の指定）

第30条の2 法第12条第3項の規定により市長が指定する昇降機は、次に掲げるものとする。

- (1) エレベーター（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第41条第2項に規定する性能検査を受けなければならないもので、労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第5号までに掲げる事業の用に供される建築物の作業場の部分において、専ら生産過程の一部として原材料、製品等の運搬の用途に供されるもの及び専ら搬送過程の一部として貨物等の運搬の用途に供されるもの（専ら生産又は搬送の作業に従事する者が運搬のために乗り込むものを含む。）並びに専ら居住の用に供する建築物（以下「個人住宅」という。）に設置されるもので、専ら当該個人住宅等に居住する者が使用するものを除く。以下同じ。）
- (2) エスカレーター（個人住宅に設置されるもので、専ら当該個人住宅等に居住する者が使用するものを除く。）

（定期報告）

第30条の3 省令第6条第1項の規定により市長が定める報告の時期は、次に掲げる期間とする。

- (1) 法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（以下この条において「検査済証」という。）の交付を受けた日後最初の報告は、検査済証の交付を受けた日の属する年度の翌々年度の4月1日から翌年3月31日までの期間
 - (2) 2回目以降の報告は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間
- 2 法第12条第3項の規定による検査は、同項の規定による報告の日前60日以内に行わなければならない。
 - 3 省令第6条第4項に規定する書類は、配置図及び各階平面図とする。
 - 4 省令第6条の3第5項第2号の規定により市長が定める同条第2項第8号の書類の保存期間は、当該書類を受け付けた日から起算して1年間とする。

（不適格建築物の報告）

第31条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域、同項第2号の特別用途地区又は同項第2号の2の特定用途制限地域の指定又は変更により、法第48条第

1項から第14項まで、法第49条又は法第49条の2の規定に適合しなくなった建築物の所有者、管理者又は占有者は、その指定又は変更の告示のあった日から起算して30日以内に不適格建築物報告書（様式第21号）を市長に提出しなければならない。

（違反建築物の標識）

第32条 法第9条第13項の標識は、様式第22号によるものとする。

（建築計画概要書等の閲覧）

第33条 省令第11条の4第3項の規定により、建築計画概要書、全体計画概要書、建築基準法令による処分の概要書、指定道路図及び指定道路調書（以下これらを「概要書」という。）の閲覧の場所は、建設部建築住宅課内（以下「閲覧所」という。）とする。

2 概要書を閲覧できる時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分までとする。

（閲覧に供しない日等）

第34条 閲覧に供しない日は、次に定めるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 市長は、概要書の整理その他必要があると認めるときは、臨時に閲覧に供しない日を設け、又は閲覧時間を変更することができる。

（閲覧の申請）

第35条 概要書を閲覧しようとする者は、概要書閲覧申請書（様式第23号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

（閲覧上の注意）

第36条 概要書を閲覧する者は、係員から指示された場所で閲覧しなければならない。

2 概要書は、閲覧所の外に持ち出してはならない。

（閲覧の停止又は禁止）

第37条 市長は、概要書を閲覧する者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 概要書を汚損し、若しくは破損したとき、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 他人に迷惑を及ぼしたとき、又はそのおそれがあると認められるとき。

(閲覧後の査閲)

第38条 概要書の閲覧が終わった者は、当該概要書について係員の査閲を受けなければならない。

(その他)

第39条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に建築基準法施行細則（平成元年鹿児島県規則第5号）の規定によりなされている手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成20年12月5日規則第50号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成22年9月28日規則第30号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成26年10月1日規則第32号）

- 1 この規則は、平成26年10月10日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の薩摩川内市建築基準法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成26年12月22日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年5月28日規則第39号）

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日規則第59号）

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

附 則（平成30年2月2日規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月19日規則第32号）

この規則は、平成30年9月25日から施行する。

建築基準法の施行に関し薩摩川内市が定める建築関係規定

- 1 薩摩川内市建築基準法施行細則
- 2 薩摩川内市特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例
- 3 薩摩川内市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例
- 4 がけに近接して建築物の取扱いに関する要綱
- 5 がけに近接する建築物の取扱いに関する要綱の運用基準

※薩摩川内市建築住宅課建築指導グループに問い合わせるか、同市のホームページでも確認できます。

関係の書式については、ホームページからダウンロードできます。

ホームページのアクセス方法については、アクセス例示を参照。

薩摩川内市における建築行為等に伴う協議等一覧

別表のとおり

各種申請手数料の納付方法について

手数料については、建築指導グループの窓口で現金を納付してください。
(領収書発行)

〒895-8650

薩摩川内市神田町3番22号

薩摩川内市建設部建築住宅課建築指導グループ

TEL(代表) 0996-23-5111(内線:3642、3643)

TEL(ダイヤルイン) 0996-22-8115(アナウンス後内線番号)

FAX(建設部) 0996-23-8389



市章

薩摩川内市の頭文字のSと川内川の形状を組み合わせたデザインである。

緑は田園と山々の自然のやすらぎを、青は海、川、湖など水のうるおいを表わす。

広い面積を有する薩摩川内市が一体となって地域力・都市力を発揮し、明るい未来に向けて力強く躍動する姿を表現したものである。

建築行為等に伴う協議等一覧

(R2.4.1現在)

	要件	法令等	関係機関
1	開発行為	都市計画法 薩摩川内市土地利用対策要綱	県土木部建築課 市建設部都市計画課(3階)
2	都市計画道路	都市計画法	市建設部都市計画課(3階)
3	準景観計画区域内での一定規模における建築計画等(長目の浜)	景観法 薩摩川内市景観条例	
4	屋外広告物の設置	屋外広告物法 鹿児島県屋外広告物条例	
5	一定規模以上の建築物及び工作物の建築計画	住環境保全に関する指導要綱	市建設部建築住宅課(3階)
6	急傾斜地崩壊危険区域内への建築計画	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	県振興局建設部建設総務課※ " 河川港湾課※ 市建設部建設整備課(3階)
7	土砂災害特別警戒区域内への建築計画	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	県振興局建設部河川港湾課※
8	砂防指定地内への建築計画	砂防法	県振興局建設部建設総務課※ 市建設部建設整備課(3階)
9	土地区画整理事業施行区域内での建築計画、造成計画	土地区画整理法	市建設部都市計画課(3階) " 区画整理課(3階) " 入来区画整理推進室(入来)
10	市道の占用、施工承認等	道路法 薩摩川内市道路占用に関する規則	市建設部建設維持課(3階)
11	里道・農道・水路等の占用、施工承認等		各管理者 〔市建設部建設維持課(3階)、農林水産部耕地課(4階)、各土地改良区等〕
12	河川等の占用、施工承認等		各河川管理者 〔県振興局建設部建設総務課※、市建設部建設維持課(3階)等〕
13	農地の転用	農地法	農業委員会事務局(4階)

※ 県振興局：薩摩川内市を管轄する鹿児島県北薩地域振興局を指す

(R2.4.1現在)

	要件	法令等	関係機関
14	上水道	水道法	市水道局水道管理課(原田町)
15	下水道処理区域	下水道法	市水道局下水道課(原田町)
16	浄化槽の設置	浄化槽法 薩摩川内市合併処理浄化槽設置推進要綱	県北薩保健所環境衛生課 市水道局下水道課(原田町)
17	自然公園内(いむた池)	自然公園法	県環境林務部自然保護課 市市民福祉部環境課(2階)
18	史跡・文化財(埋蔵文化財包蔵地における土木工事等)	文化財保護法 薩摩川内市伝統的建造物群保存地区保存条例	市教育委員会文化課(5階)
19	消防同意、消防設備等	消防法	市消防局予防課(中郷町)

※ 県振興局: 薩摩川内市を管轄する鹿児島県北薩地域振興局を指す

薩摩川内市のホームページへのアクセスを例示します。

- 1 アドレス <http://www.city.satsumasendai.kagoshima.jp/>
と入力しEnterキーを押してください。

※ 検索画面で [薩摩川内市](#) と入力し検索する方法もあります。

薩摩川内市のホームページの画面が表示されます。

- 2 細則等関係例規を検索する場合

画面上部インデックスの [市政情報\(スマートフォン等では「市政」\)](#) を選択します。

↳ メニュー一覧の [例規及び議案](#) を選択します。

↳ メニュー一覧の [例規類集](#) を選択します。

- ① [体系目次](#) > [第10編 建設](#) > [第11章 建築](#)・[第12章 住宅・宅地](#) に関係例規が列挙されます。

↑ または ↳ 目的の例規を選択してください。条文等が表示されます。

- ② [五十音順目次](#) > [検索対象の例規の頭文字の音](#) を選択します。

※ 例規の名称が不明な場合は①体系目次での検索をお勧めします。

↳ 頭文字の音に対応する例規が列挙されます。

↳ 目的の例規を選択してください。条文等が表示されます。

※ 下記の各種申請等の様式の掲載ページにも [例規等](#) を掲載しています。

- 3 各種申請等の様式をダウンロードする場合

画面上部インデックスの [暮らしの情報\(スマートフォン等では「暮らし」\)](#) を選択します。

↳ 暮らしのナビゲーションの [暮らし](#) を選択します。

↳ メニュー一覧の [建築・住宅](#) を選択します。

↳ 目的の様式の属する [表題](#) を選択してください。選択画面が表示されます。

↳ 目的の [様式](#) を選択してください。ダウンロードできます。

- 4 都市計画区域(用途地域)を確認する場合

画面上部インデックスの [地図情報](#) を選択します。

↳ (パソコンの場合)中央の [都市計画図](#) を選択します。

↳ 利用規約に [同意する](#) を選択します。都市計画図が表示されます。

↳ (スマートフォン等の場合)利用規約に [同意する](#) を選択します。

↳ 中央 左端にある [【>>】ボタン](#) を選択しサイドメニューを表示します。

↳ 表示テーマの [【テーマ変更】](#) を選択します。

↳ 下にスライドして [都市計画図](#) を選択します。都市計画図が表示されます。

霧島市

霧島市建築基準法施行細則

平成19年 3月31日

規則第27号

改正 平成19年 6月20日規則第33号

平成20年 3月31日規則第 8号

平成24年 3月29日規則第 5号

平成27年 6月 1日規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)の施行に関し、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)、建築基準法施行条例(昭和46年鹿児島県条例第33号。以下「県条例」という。)及び霧島市手数料条例(平成17年霧島市条例第75号。以下「手数料条例」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この規則は、法第97条の2第1項の規定により建築主事が行う事務及び同条第4項の規定により市長が行う事務について適用する。

(手数料に係る床面積)

第3条 手数料条例別表第1第60項及び第61項に規定する床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- (1) 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積
- (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積

(手数料の減免)

第4条 手数料条例第6条第7号に規定する手数料の減免は、次の表の左欄に掲げる手数料について、それぞれ同表の中欄に掲げる場合に行うものとして、その内容は同表の右欄に掲げるとおりとする。

手数料	減免を行う場合	減免の内容
1 手数料条例別表第1第60項、第61項及び第71項から第73項までに掲げる手数料	(1) 災害により住宅を滅失、半焼、半壊したときで、その災害発生の日から6月以内に住宅を復旧するため建築し、又は大規模の修繕若しくは模様替えをする場合	免除
	(2) 法令に基づく行政庁の処分により建築し、又は大規模の修繕若しくは模様替えをする場合	2分の1の減額
	(3) 霧島市の申請で、政令第148条第1項に規定する建築物又は工作物の申請の場合	免除
2 手数料条例別表第1第62項から第70項までに掲げる手数料	霧島市の申請の場合	免除

2 前項に規定するもののほか、市長が特に必要と認めた場合は、手数料を減額し、又は免除する。

3 前2項の規定による手数料の減免を受けようとする者は、手数料減額(免除)申請書(第1号様式)及び前2項に規定する要件に該当することを証する書類を市長に提出しなければならない。

(確認申請書に添付する図書)

第5条 法第6条第1項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書には、省令第1条の3及び第3条に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。

- (1) 建築物又は工作物が工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものである場合は、工場危険物調書(第2号様式)
- (2) 高さ2メートルを超える崖に近接して建築物を建築する場合は、崖の上下端から当該建築物までの水平距離、崖の形状、土質等を示す図書
- (3) 建築物が法第86条の7の規定により既存の建築物に対する制限の緩和を受けるものである場合は、既存建築物実態調書(第3号様式)及び関係図面
- (4) その他建築主事が必要と認める図書

(し尿浄化槽に係る指定区域)

第6条 政令第32条第1項の規定により市長が衛生上特に支障があると認めて指定する区域は、本市の区域のうち下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域以外の区域とする。

(垂直積雪量)

第6条の2 政令第86条第3項の規定により市長が定める垂直積雪量は、次の表の左欄に掲げる

地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値とする。ただし、建築物等の敷地が局所的地形要因による影響等を受ける場合は、当該垂直積雪量に実況に応じた数値を加算しなければならない。

地域	垂直積雪量
国分地区、溝辺地区、隼人地区及び福山地区	0.30メートル
横川地区、牧園地区及び霧島地区	0.40メートル

(道路とみなす道の指定)

第6条の3 法第42条第2項の規定による市長の指定は、法第三章の規定が適用されるに至った際現に在する幅員1.8メートル以上の道で一般交通の用に供されているものについて行うものとする。

(道路の位置の指定等の申請)

第7条 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定又は指定の変更若しくは取消しを求める者は、道路位置指定(指定変更)(指定取消)申請書(第4号様式)正本及び副本に次に掲げる図書(道路の位置の指定の取消しを求める場合は、第2号に規定するものを除く。)を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 省令第9条に規定する図面
- (2) 誓約書(第5号様式)
- (3) 省令第9条に規定する承諾書(第6号様式)
- (4) 承諾者の印鑑証明書
- (5) 不動産登記法(平成16年法律第123号)による最近の土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
- (6) 地籍図
- (7) その他市長が必要と認める図書

2 法第42条第2項の規定による道路の指定又は指定の変更若しくは取消しを求める者は、法第42条第2項の規定による道路指定(指定変更)(指定取消)申請書(第4号様式)正本及び副本に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 地籍図
- (3) その他市長が必要と認める書類

(道路の位置の指定等の変更又は取消しの告示)

第7条の2 市長は、法第42条第1項第5号又は第2項の規定による指定の変更又は取消しをしたときは、次に掲げる事項を告示する。

- (1) 指定に係る道路の種類
- (2) 指定の変更又は取消しの年月日
- (3) 指定に係る道路の位置

(4) 指定に係る道路の延長及び幅員

(道路の位置の指定等の通知)

第7条の3 市長は、第7条第1項の申請に基づく道路の位置の指定又は指定の変更若しくは取消しをしたときは、道路位置指定(指定変更)(指定取消)通知書(第4号様式)により、同条第2項の申請に基づく道路の指定又は指定の変更若しくは取消しをしたときは、道路指定(指定変更)(指定取消)通知書(第4号様式)により、当該申請者に通知する。

(開発区域内等の私道の変更又は廃止)

第7条の4 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定による道路の区域の決定をした当該道路の区域内、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項、同法第34条の2若しくは同法第35条の2の開発許可等を受けた開発区域内若しくは同法第65条第1項の規定が適用される都市計画事業の事業地内又は土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の施行区域内で、当該開発行為又は事業の工事に着手する者(以下「事業者等」という。)は、当該地区内に存在する法第42条第1項第5号の規定による道路の位置又は同条第2項の規定による道路の変更又は取消しについて、市長と協議をすることができる。

2 前項の協議の手続については、第7条の規定を準用する。

3 第1項に規定する場合においては、同項の市長と事業者等との協議が成立することをもって、法第42条第1項第5号の規定による道路の位置又は同条第2項の規定による道路の変更又は取消しがあったものとみなす。

4 前項の場合においては、第7条の2及び第7条の3の規定を準用する。

(道路の位置の表示)

第8条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受け、又は指定を受けた位置を変更しようとする者は、指定を受け、又は指定を受けた位置を変更しようとする道路の境界線その他適当な箇所にコンクリート製等耐久性のある表示杭(第7号様式)により表示しなければならない。ただし、側溝、縁石等によりその位置が明らかな場合は、この限りでない。

2 前項の規定により設置した表示杭は、これを移動させてはならない。

3 第7条の3の規定により道路の位置の指定の変更又は取消しを受けた者は、前項の規定にかかわらず、変更され、又は取り消された道路の位置に係る表示杭を除去しなければならない。

第9条及び第10条 削除

(建ぺい率の緩和)

第11条 法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地は、次に掲げるものとする。

(1) 敷地境界線の全長の3分の1以上が道路、公園、広場、水面その他これらに類するものに接する敷地

(2) 敷地境界線の全長の6分の1以上が幅員12メートル以上の道路に接する敷地

(3) 敷地境界線の全長の6分の1以上が道路に接し、かつ、その道路を隔てて公園、広場、水面その他これらに類するものがあり、その道路及びこれらの幅員の合計が12メートル以上である敷地

(道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合)

第12条 政令第135条の2第2項の規定により、建築物の敷地の地盤面が前面道路より1メートル以上高い場合においては、その前面道路は、敷地の地盤面より1メートルだけ低い位置にあるものとみなす。

(公開による意見の聴取の請求)

第13条 法第9条第3項又は第8項(法第10条第4項又は第45条第2項において準用する場合を含む。)の規定により意見の聴取の請求をしようとする者(以下「請求者」という。)は、意見の聴取請求書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する意見の聴取の申請があったときは、意見の聴取通知書(第10号様式)を請求者に交付する。

(意見の聴取の公告)

第14条 法第9条第5項の規定による意見の聴取の公告は、当該建築物の敷地その他適当な場所に掲示して行うものとする。

(意見の聴取の権利の放棄)

第15条 法第9条第4項の規定により出頭を求められた者が出頭しないときは、市長は、当該出頭を求められた者が意見の聴取の機会を利用する権利を放棄したものとみなす。ただし、当該出頭を求められた者が特別の事由により出頭できない場合において、あらかじめその旨を書面により市長に届け出てその承認を得たときは、この限りでない。

(参考人の出席)

第16条 市長は、法第9条第4項の規定による意見の聴取(以下「意見の聴取」という。)を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(代理人及び証人の出席)

第17条 法第9条第4項の規定により出頭を求められた者が、代理人又は証人を出席させるときは、意見の聴取の期日の2日前までに、その旨を書面により市長に届け出なければならない。この場合において、代理人の出席に係る届出には、当該代理人の資格を証明する書面を添付しなければならない。

(意見の聴取の秩序の維持)

第18条 市長は、意見の聴取の秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴人の入場

を制限し、意見の聴取の秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者を退場させることができる。

(意見の聴取の期日の延期)

第19条 市長は、災害その他やむを得ない事由により意見の聴取を行うことができないとき、又は第15条ただし書の規定により承認をしたときは、意見の聴取の期日を延期することができる。

2 前項の規定により意見の聴取の期日を延期するときは、第14条の規定を準用する。

(公告の方法)

第20条 省令第10条及び第10条の20の規定による公告は、霧島市公告式条例(平成17年霧島市条例第3号)の定めるところにより行うものとする。

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定申請等)

第21条 法第86条第1項若しくは第2項又は第86条の2第1項の規定により市長の認定を受けようとする者は、省令第10条の16第1項若しくは第2項に規定する認定申請書に同項に規定する図書又は書面のほか、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 区域内の土地の登記事項証明書
- (2) 区域内の権利者一覧
- (3) その他市長が必要と認める図書

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定区域の表示)

第22条 前条に規定する市長の認定を受けた者は、当該認定を受けた区域(以下「認定区域」という。)内に認定を受けたことを表示する標識を設置するものとする。

2 前項の標識には、認定区域の範囲、配置、敷地内通路及び認定年月日を記載するものとする。

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定取消しの申請等)

第23条 法第86条の5の規定により認定の取消しの申請をしようとする者は、省令第10条の21第1項に規定する認定取消申請に同項各号に掲げる図書又は書面のほか、理由書を添付して市長に提出しなければならない。

(許可申請書及び認定申請書に添付する図書)

第24条 省令第10条の4第1項及び第10条の4の2第1項に規定する図書又は書面は、次に掲げる図書又は書面とする。

- (1) 申請理由書
- (2) 付近見取図
- (3) 周囲現況図(法第85条第3項又は第5項に規定する場合を除き、明示すべき事項として申請敷地境界線から周囲おおむね50メートルの範囲内にある建築物の用途別現況概要を示すもの。以下明示すべき事項は、次項第3号において同じ。)
- (4) 配置図

- (5) 各階平面図
- (6) 2面以上の立面図
- (7) 2面以上の断面図
- (8) その他市長が必要と認めるもの

2 省令第10条の4第4項に規定する図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 申請理由書
- (2) 付近見取図
- (3) 周囲現況図
- (4) 配置図
- (5) 平面図又は横断面図
- (6) 側面図又は縦断面図
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(承認申請)

第25条 政令第135条の2第2項及び第137条の16第1項第2号、県条例第21条ただし書、第24条ただし書及び第27条ただし書の規定による承認を受けようとする者は、承認申請書(第11号様式)正本及び副本に、それぞれ前条第1項に規定する図書又は書面を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認した場合は、承認申請書の副本の承認通知書(第11号様式)により申請者に通知するものとする。

(設計の変更)

第26条 建築主は、確認を受けた建築物の計画の変更が省令第3条の2第1項第1号から同項第7号までの規定に掲げる軽微な変更該当する場合は、設計変更届(第12号様式)に変更に係る図書を添えて建築主事に提出しなければならない。

2 許可、認定又は承認(以下「許可等」という。)を受けた建築物の設計を変更しようとする者は、改めて認定等を受けなければならない。ただし、その変更が軽微なもので市長が再度の認定等を要しないと認めたものについては、設計変更申請書(第13号様式)正本及び副本に認定等の通知書及び変更に係る図書を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、設計変更申請書の副本の設計変更承認通知書(第13号様式)により申請者に通知するものとする。

(建築主等の変更等)

第27条 確認を受けた建築物で工事完了前に建築主等に変更があったときは、建築主等の変更届(第14号様式)を建築主事に提出しなければならない。

2 建築主は、工事監理者及び工事施工者を定めたとき、又はこれらの者を変更したときは、速やかに工事監理者・工事施工者(変更)届(第15号様式)を建築主事に提出しなければならない。

(申請の取下げ等)

第28条 確認、許可、認定又は承認(以下「確認等」という。)を申請した建築主等は、当該申請の確認等を受ける前に当該申請を取り下げる場合は、建築物等確認等申請書取下届(第16号様式)を建築主事又は市長に速やかに提出しなければならない。

2 確認等を受けた建築物等の建築主等は、当該建築物等の工事を取りやめる場合は、工事取りやめ届(第17号様式)に確認済証又は通知書を添えて建築主事又は市長に速やかに提出しなければならない。

(証明願)

第29条 次に掲げる事由について証明を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式を市長に提出しなければならない。

(1) 法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けていること、法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けていること、又は法第15条第1項の規定による届出が受理されていることの証明 証明願(第18号様式)

(2) 法第42条第1項第5号に規定する位置の指定を受けていることの証明 道路位置指定済証明願(第19号様式)

(3) 法第42条第2項に規定する道で市長の指定を受けていることの証明 指定済証明願(第19号様式の2)

(定期報告を要する昇降機の指定)

第29条の2 法第12条第3項の規定により市長が指定する昇降機は、次に掲げるものとする。

(1) エレベーター(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第41条第2項に規定する性能検査を受けなければならないもので、労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1第1号から第5号までに掲げる事業の用に供される建築物の作業場の部分において、専ら生産過程の一部として原材料、製品等の運搬の用途に供されるもの及び専ら搬送過程の一部として貨物等の運搬の用途に供されるもの(専ら生産又は搬送の作業に従事する者が運搬のため乗り込むものを含む。)並びに専ら居住の用に供する建築物(以下「個人住宅」という。)に設置されるもので、専ら当該個人住宅等に居住する者が使用するものを除く。以下同じ。)

(2) エスカレーター(個人住宅に設置されるもので、専ら当該個人住宅等に居住する者が使用するものを除く。)

(定期報告)

第29条の3 省令第6条第1項の規定により市長が定める報告の時期は、次に掲げる期間とする。

(1) 法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証(以下この条において「検査済証」という。)の交付を受けた日後最初の報告 検査済証の交付を受けた日の属する年度の翌々年度の4月1日から翌年3月31日まで

(2) 2回目以降の報告 毎年4月1日から翌年3月31日まで

2 法第12条第3項の規定による検査は、同項の規定による報告の日前60日以内に行わなければ

ならない。

3 省令第6条第4項に規定する書類は、次の表に掲げるとおりとする。

書類の種類	明示すべき事項
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び建築設備の位置

4 省令第6条の3第5項第2号の規定により市長が定める同条第2項第8号の書類の保存期間は、当該書類を受け付けた日から起算して1年間とする。

(不適格建築物の報告)

第30条 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域、同項第2号の特別用途地区又は同項第2号の2の特別用途制限地域の指定又は変更により、法第48条第1項から第12項まで、法第49条又は法第49条の2の規定に適合しなくなった建築物の所有者、管理者又は占有者は、その指定又は変更の告示のあった日から起算して30日以内に不適格建築物報告書(第20号様式)を市長に提出しなければならない。

(違反建築物の標識)

第31条 法第9条第13項の標識は、第21号様式による。

(建築計画概要書等の閲覧)

第32条 省令第11条の4第3項の規定による建築計画概要書、定期検査報告概要書、全体計画概要書、建築基準法令による処分の概要書(以下「概要書」という。)、指定道路図及び指定道路調書の閲覧の場所は、建設部建築指導課内(以下「閲覧所」という。)とする。

2 概要書を閲覧できる時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分までとする。

(閲覧に供しない日等)

第33条 閲覧に供しない日は、次に定めるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 市長は、概要書の整理その他必要があると認めるときは、臨時に閲覧に供しない日を設け、又は閲覧時間を変更することができる。

(閲覧の申請)

第34条 概要書を閲覧しようとする者は、概要書閲覧申請書(第22号様式)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(閲覧上の注意)

第35条 概要書を閲覧する者は、係員から指示された場所で閲覧しなければならない。

2 概要書は、閲覧所の外に持ち出してはならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第36条 市長は、概要書を閲覧する者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 概要書を汚損し、若しくは破損したとき、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 他人に迷惑を及ぼしたとき、又はそのおそれがあると認められるとき。

(閲覧後の査閲)

第37条 概要書の閲覧が終わった者は、当該概要書について係員の査閲を受けなければならない。

(工作物への準用)

第38条 政令第138条第1項第1号若しくは第3号に掲げる工作物で高さが10メートル以下のもの又は同項第5号に掲げる工作物で高さが3メートル以下のものについては、第4条、第5条、第26条から第28条まで(第26条第2項は除く。)、第30条及び第31条の規定を準用する。

(指定確認検査機関の照会)

第38条の2 法第77条の32第1項の規定により照会をしようとする指定確認検査機関は、照会書(第23号様式)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第39条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、鹿児島県建築基準法施行細則の規定する様式に基づいて作成された書類は、この規則に規定する様式により作成された書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際、建築基準法施行細則(平成元年鹿児島県規則第5号)の規定に基づいてなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(読替え)

4 この規則中霧島市組織及び事務分掌等規則(平成17年霧島市規則第4号)の規定によりグループを設置する課においては、「係長」とあるのは「グループ長」と、「係」(「係る」及び「関係」を除く。)とあるのは「担当」と読み替えるものとする。

附 則(平成19年6月20日規則第33号)

この規則は、平成19年6月20日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第8号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の霧島市建築基準法施行細則の規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成27年6月1日規則第29号)

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

建築基準法の施行に関し霧島市が定める建築関係規定

- 1 霧島市建築基準法施行細則
- 2 がけに近接して建築する建築物の取扱要領

※霧島市建築指導課に問い合わせるか、同市のホームページでも確認できます。
関係の書式については、ホームページからダウンロードできます。
ホームページのアクセス方法については、アクセス例示を参照。

霧島市における建築行為等に伴う協議等一覧

別表のとおり

各種申請手数料の納付方法について

手数料については、建築指導課の窓口で納付書を交付しますので、霧島市指定金融機関（国分庁舎本館1階）で現金を納付してください。

〒899-4394

霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号

霧島市建設部建築指導課

TEL（代表） 0995-45-5111（内線：2842、2844）

TEL（直通） 0995-64-0954

FAX（建設部） 0995-47-1441



市 章

霧島連山と「K」がモチーフ。
上から「花は霧島」の花と夢と元気と霧島連山。
みどりで山々と豊かな平野部。
紺で水清き天降川。
下の紺で波静かな錦江湾。
全体に躍動感をつけて雄大な自然と市民が融合し
世界へ飛躍する霧島市を表現しています。

建築行為等に伴う協議等一覧

(R2.4.1現在)

	要件	法令等	関係機関
1	開発行為	都市計画法 霧島市土地利用対策要綱	県土木部建築課 市建設部都市計画課（本館5階）
2	都市計画道路	都市計画法	
3	景観計画区域内での一定規模における建築計画等	景観法 霧島市景観条例	市建設部都市計画課 （本館5階）
4	屋外広告物の設置	屋外広告物法 鹿児島県屋外広告物条例	
5	共同住宅・長屋等の建築計画 （5戸以上）	霧島市民間共同住宅等の建設に関する条例	
6	ホテル・旅館の建築計画	霧島市特殊な旅館業を目的とした建築物の抑制に関する条例	市建設部建築指導課 （本館5階）
7	電波鉄塔工作物の築造計画	霧島市電波鉄塔工作物に関する指導要綱	
8	急傾斜地崩壊危険区域内への建築計画	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	県振興局建設部建設総務課※ 県振興局建設部河川港湾課※
9	土砂災害特別警戒区域内への建築計画	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	県振興局建設部河川港湾課※
10	砂防指定地内への建築計画	砂防法	県振興局建設部建設総務課※
11	土地区画整理事業施行区域内での建築計画、造成計画	土地区画整理法	市建設部区画整理課 （本館5階）
12	市道の占用、施工承認等	道路法	建設部建設施設管理課 （本館5階）
13	里道（農道）・水路等の占用、施工承認等		各管理者 〔市農林水産部耕地課（本館6階）、各土地改良区 等〕

※ 県振興局：霧島市を管轄する鹿児島県始良・伊佐地域振興局を指す

(R2.4.1現在)

	要件	法令等	関係機関
14	河川等の占用、施工承認等		各河川管理者 〔県振興局建設部建設総務課※、 市建設部土木課（本館5階） 等〕
15	農地の転用	農地法	市農業委員会 （本館7階）
16	上水道	水道法	市上下水道部水道管理課 （隼人町内341）
17	下水道処理区域	下水道法	市上下水道部下水道課 （国分広瀬2061番地1）
18	浄化槽の設置	浄化槽法	県始良保健所環境衛生課 市市民環境部環境衛生課（本館2階）
19	納骨堂・墓地		市市民環境部環境衛生課 （本館2階）
20	太陽光、風力、水力及びバイオマスを活用した発電設備における新設、増設、大規模な改修等	霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン	
21	国立公園内での建築等の規制	自然公園法	市商工観光部観光課 （別館2階）
22	史跡・文化財（埋蔵文化財包蔵地における土木工事等）	文化財保護法	市教育部社会教育課 （別館3階）
23	1ヘクタールを超える民有林の開発行為	森林法	県振興局農林水産部林務水産課※
24	民有林の立木の伐採	森林法	市農林水産部林務水産課 （本館6階）
25	鹿児島空港周辺における建造物等設置	航空法	国土交通省大阪航空局鹿児島空港事務所
26	消防同意、消防設備等	消防法	市消防局予防課

※ 県振興局：霧島市を管轄する鹿児島県始良・伊佐地域振興局を指す

霧島市のホームページへのアクセスを例示します。

- 1 アドレス <http://www.city-kirishima.jp/> と入力しEnterキーを押してください。

※ 検索画面で [霧島市](#) と入力し検索する方法もあります。

霧島市のホームページの画面が表示されます。

- 2 細則等関係例規を検索する場合

画面下側 オンラインサービス内 の [条例・例規（外部サイトヘリンク）](#) を選択します。

- ① [体系目次](#) を選択します。

↑ [第10編 建設](#) を選択します。

又は [第5章 建築](#) に関係例規が列挙されます。

↓ [目的の例規](#)を選択してください。条文等が表示されます。

- ② [五十音順目次](#) を選択します。

※ 例規の名称が不明な場合は①体系目次での検索をお勧めします。

↑ [検索対象の例規の頭文字の音](#) を選択します。

↓ [頭文字の音](#)に対応する例規が列挙されます。

↓ [目的の例規](#)を選択してください。条文等が表示されます。

- 3 各種申請等の様式をダウンロードする場合

- ① 画面上側 [まちづくり 産業・企業誘致](#) を選択します。

↑ [建築物欄の
建築確認](#) を選択します。

又は [確認申請等の様式（様式のダウンロード用）](#) を選択します。

↓ [目的の様式](#)を確認し選択してください。ダウンロードできます。

- ② 画面下側 [各課のページで探す](#) を選択します。

↑ [各課のページで探す（建設部・消防局・上下水道部）](#) を選択します。

↓ [建設部 建築指導課 建築確認関係欄 の
確認申請等の様式（様式のダウンロード用）](#) を選択します。

↓ [目的の様式](#)を確認し選択してください。ダウンロードできます。

